

資 料 編

資料 1 策定経過

年 月 日	会 議 等	内 容
平成 29 年 4 月 13 日～4 月 28 日	障害福祉に関する事業所アンケートの実施	・富谷市・黒川圏域障害福祉サービス事業所対象として実施。
平成 29 年 6 月 26 日	平成 29 年度 第 1 回富谷市・黒川地域自立支援協議会	・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児基本計画について
平成 29 年 6 月 29 日	平成 29 年度 第 1 回 大和町障害福祉計画推進協議会	・障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児基本計画について ・『病気や障がいのある人への支援 暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査』について ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 8 月 29 日～9 月 22 日	アンケート調査の実施	・障がいのある方を対象にアンケート調査の実施
平成 30 年 1 月 9 日	平成 29 年度 第 2 回 大和町障害福祉計画推進協議会	・障害者基本計画（素案）・第 5 期障害福祉計画（素案）・第 1 期障害児基本計画（素案）について
平成 30 年 1 月 10 日～2 月 1 日	パブリックコメント	・意見提出 0 件
平成 30 年 2 月 2 日	平成 29 年度 第 3 回 大和町障害福祉計画推進協議会	・障害者基本計画（素案）・第 5 期障害福祉計画（素案）・第 1 期障害児基本計画（素案）について
平成 30 年 2 月 20 日	平成 29 年度 第 2 回 富谷市・黒川地域自立支援協議会	・第 5 期障害福祉計画（案）及び第 1 期障害児基本計画（案）について
平成 30 年 2 月 20 日	宮城県へ照会	・障害福祉計画及び障害児計画策定に係る意見聴取の回答
平成 30 年 3 月 16 日	平成 29 年度 第 4 回 大和町障害福祉計画推進協議会	・障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児基本計画の確認・承認

資料 2 大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱

大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の規定に基づき、大和町障害者福祉計画(以下「計画」という。)を確実に推進していくため、計画の進捗状況を管理し、必要とすべき措置についての意見を聞き、もって計画の総合的な推進に資するため、大和町障害者福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び各種団体に所属する者
- (2) 保健・医療・福祉に関係する団体の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の委員又は職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要あると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

資料3 大和町障害者福祉計画推進協議会委員名簿

任期（平成29年（2017）1月1日～平成30年（2018）12月31日）

NO	構成区分	氏名	所属機関等（施設名）	備考
1	障害者・各種団体の代表	堀田 多美夫	大和町身体障害者福祉協会	
2	〃	上田 美香	大和町手をつなぐ育成会 児童部会	
3	〃	小野田 豊	NPO 法人黒川こころの応援団	
4	〃	三橋 郁子	たんぼぼ保護者会	
5	〃	渋谷 直樹	ろうあ協会黒川聴覚障害者福祉会	
6	〃	渡邊 智	ピアカウンセリンググループ	
7	〃	菅井 きみゑ	宮城県重症心身障害児（者）を守る会	
8	保健・医療・福祉関係者	米倉 三男	特定非営利活動法人 ふれあい	
9	〃	工藤 幸子	仙台北地域福祉サービスセンター 地域支援センターぱれっと	
10	〃	赤間 弘治	公立黒川病院	
11	学識経験者	市原 寛子	宮城県立利府支援学校教諭 (地域支援コーディネーター)	
12	〃	眞山 めぐみ	大和町社会福祉協議会	
13	〃	高橋 仁	大和町民生委員児童委員協議会	
14	行政関係者	岡部 恒	宮城県仙台保健福祉事務所	
15	〃	岩佐 純	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構宮城支部宮城障害者 職業センター	

資料4 用語解説

用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものこと。

か行

●共生社会

障がい者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成をめざすものです。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

●高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障を来すことを指します。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいを中心となるため、外見上は障がいが目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会のなかで孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

●合理的配慮

障がいの有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

平成28年（2016）4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障がい者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

さ行

●市町村障害者計画（障がい者計画）

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

●市町村障害児福祉計画（障がい児福祉計画）

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

●市町村障害福祉計画（障がい福祉計画）

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。

●児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のこと。

●障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待は「障がい者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障がい者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

●障害者総合支援法

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年（2013）4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度があります。

た行

●ダイレクトB

特別支援学校を卒業する生徒が、就労継続支援B型事業所を利用希望者する際に必要となる就労アセスメントを実施するうえで、富谷市・黒川自立支援協議会において関係者が連携を図り、卒業後の就労支援を円滑に実践していくための部会のこと。

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取り組みなど。

●地域自立支援協議会

障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。本町では黒川地域の市町村とともに、富谷市・黒川地域自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒や幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19（2007）年4月施行）」により、「特別支援学級」となりました。

●特別支援学校

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19（2007）年4月施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

●難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

●日常生活自立支援事業（まもり一歩）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

は行

●発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを挙げています。

●ピアサポート

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み。

●バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

●避難行動要支援者

障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年（2013）6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

●福祉的就労

障がい者の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障がい者のために、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

●ヘルプカード

障がい者の緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。

特に聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見、障がい者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

ま行

●メンタルヘルス

精神面での健康のこと。複雑な人間関係や長時間労働などのストレスにより、メンタルヘルスに不調をきたす人が増えてきており、職場等においても対策を講じることが求められています。

●モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

や行

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ら行

●ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表すそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分されます。

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付されます。

●レスパイト

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

